

新型コロナウイルス感染症に関連する中小企業金融相談窓口の設置について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、今後の資金繰りへの影響等が懸念される中小企業者の経営の早期支援に向け、県では本日（2月17日）より「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業金融相談窓口」を商工労働部経営支援課内に設置します。

なお、県制度融資では、経営安定資金「経済変動対策緊急融資」等の利用が可能です。

「新型コロナウイルス感染症に関する中小企業金融相談窓口」

- 場 所 : 富山県商工労働部経営支援課内
- 電 話 : 076-444-3248
- 対応日時 : 8:30~17:15（土日・祝日を除く）

<利用可能な主な県制度融資>

① 経済変動対策緊急融資

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、次のアかつイを満たす場合等に利用できる資金

ア 最近1ヶ月の売上高等が対前年同月比5%以上減少

イ その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が対前年同期比5%以上減少の見込み

- 【融資限度額】 8,000万円
- 【融資利率】 年1.25%以内
- 【融資期間】 7年以内（うち据置期間1年以内）

② 緊急経営改善資金

最近3カ月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期比で5%以上減少している場合等に利用できる借換資金

- 【融資対象】 県制度のほか金融機関の保証付既往債務を対象
- 【融資限度額】 8,000万円（小口枠2,000万円）
- 【融資利率】 年1.70%以内
- 【融資期間】 10年以内（うち据置期間1年以内）

③ 経営安定資金 小規模企業支援枠

従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業で、最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している場合に利用できる運転資金

- 【融資限度額】 3,000万円
- 【融資利率】 年1.20%以内
- 【融資期間】 7年以内（うち据置期間1年以内）